

荒川遊園動物飼育等管理運営業務委託仕様書

荒川区を「委託者」とし、相手方を「受託者」として荒川遊園動物飼育等管理運営業務委託に関する仕様を次のとおり定める。

1 目的

本業務は、来園者に動物とふれあう機会を提供し、身近に動物と親しむことにより、子どもに情緒性豊かな優しい心を育むとともに、全ての来園者に楽しんでもらうことを目的とする。受託者はこの趣旨を理解し、業務を遂行しなければならない。

2 履行期間等

(1) 履行期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

(地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 17 の規定に基づく長期継続契約)

(2) 適用期間

この仕様書の適用期間は、令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までとする。

3 業務日及び業務時間

(1) 利用者へのサービス業務日は、別紙 1「令和 9 年度荒川遊園営業カレンダー」のとおりとする。

(2) 業務の実施時間は、荒川遊園の営業時間とする。ただし、夜間開園日はこの限りではない。

(3) 営業時間を延長または短縮する場合、別途委託者と受託者協議の上、対応を定める。

4 履行場所

荒川区立荒川遊園（東京都荒川区西尾久 6-35-11）

5 動物の展示（動物とのふれあいを含む）

受託者は、委託者の提供する施設を活用して動物を展示すること。

なお、展示する動物は受託者が用意し、展示する動物のリース料については、委託者の負担とする。

6 動物の飼育

受託者は、施設内の動物飼育業務を行うものとする。その際、アニマルウェルフェアに配慮すること。また、この仕様書に定めのない事項でも飼育業務遂行上必要なものは、委託者と受託者の協議の上、実施すること。

7 人員配置

受託者は、この仕様に定める業務を行うために、必要な職員数を確保するとともに、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）に基づいた動物取扱責任者を現場に配置す

る。また、動物の健康管理を適切に行うため、定期的及び必要な都度、派遣を受ける獣医師を確保する。

8 受託者の責務

- (1) 受託者は、業務処理に必要な従事者を確保し、業務に支障をきたすことのないよう努めるとともに、従事者の労務及び安全管理等に十分注意を払わなければならない。
- (2) 受託者は、(1) の内容を達成するために必要な事項を定めた「管理運営マニュアル」を作成し、予め委託者の承認を得ること。
- (3) 受託者は、委託者が荒川遊園内に組織する管理運営会議等の連絡調整及び安全管理のための組織に参加すること。
- (4) 受託者は、委託者が荒川遊園内で行う行事等に協力すること。
- (5) 受託者は、「動物飼育管理日報」(別紙 2-1) を業務終了後に委託者に提出し、承認を受けること。また、「動物飼育管理月報」(別紙 2-2) を該当月の翌月 5 日までに委託者に提出し、承認を受けること。
利用者からの苦情や意見、業務の改善点などがある場合も報告すること。
- (6) 受託者は、事故または災害の発生に備え、「安全管理マニュアル」を作成し、予め委託者の承認を得ること。
- (7) 受託者は、委託者が提供した施設等の管理責任を負うものとし、火災、損傷、盗難等の事故の防止に努めること。ただし、天災地変及び受託者の故意または過失によらず生じた事故についてはこの限りではない。
- (8) どうぶつ広場内の建物躯体や上下水道等配管等の施設及び当初から委託者が設置した設備の経年劣化に伴う破損の修繕・改装は委託者が負担する。それ以外(受託者の責による破損や季節に応じた内装変更等)については、この限りではない。
- (9) 本業務の履行に際し、受託者の故意または過失により事故が発生した場合は、受託者の負担において損害賠償の責任を負うこと。受託者の故意または過失により委託者が損害を被った場合も同様とする。
- (10) 受託者は、本業務によって知り得た一切の情報を他に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。

9 受託者の行う業務

受託者は、次の業務を行うものとする。

- (1) 委託者と受託者協議の上、動物の種類に応じて「業務内訳書」(別紙 3) を定め、給餌・清掃・動物舎保守点検を実施する。
- (2) 動物の健康状態把握は、毎日の飼育管理の中で飼育技術者として当然行うべき事項(給餌・清掃・動物舎保守点検)を通して、目視により行い、異常が発見された場合は、獣医師に報告し、判断を仰ぎ措置を行う。同時に委託者に対しても速やかに報告を行う。
- (3) 清掃は、来園者へのサービスや動物の健康管理の観点から必要な範囲全てを受託者の責任において行う。但し、ゴミについては、受託者が廃棄物保管庫までゴミを運搬し、回収・処理は委託者が行う。
- (4) 糞などの処理は、委託者が指定する場所に集積する。委託者の費用負担において、これを廃

棄物として処理する。

- (5) 動物舎保守点検は、業務の開始及び終了時には必ず目視で行い、何かの異常及び不都合が発生した場合は、直ちに委託者に報告する。

また、受託者は、動物飼育業務上、老朽化等により緊急に動物舎の整備が必要な場合は、直ちに委託者に報告し、仮修繕等を行うこと。

- (6) 消毒は、定期消毒、不定期消毒があり、定期消毒は別紙「業務内訳書」に基づき、原則として週1回行う。不定期消毒は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づく伝染病の発生防止を図るため、委託者の指示により実施する。

獣医師は、動物感染症を発症させないために、消毒液の種類及び濃度に関して時期、用途に応じて適切な指示を行い、業務責任者は獣医師の指示に従い消毒を行う。

消毒の詳細に関しては、必ず「動物飼育管理日報」（別紙2）に記述する。

- (7) 利用者の安全に配慮しながら次のサービスを行う。

（ア）から（オ）までは休園日を除き毎日実施し、（カ）から（セ）のイベント内容及び実施日時は、委託者と受託者協議の上決定する。

（ア）引き馬によるポニー乗馬サービス（3歳～10歳）

①実施回数

下記表のとおりとする。

	1回目	2回目	3回目
乗馬時間	10時30分	13時30分	15時00分
受付時間	9時から10時20分	10時30分から13時20分	13時30分から14時50分

②定員

- ・平日：各回先着20名
- ・土曜、日曜、祝祭日、夏休み期間、10月1日、冬休み期間、春休み期間：各回先着40名
- ・ただし、天候等の諸事情や、来園者の安全とポニーの健康維持のため、本サービスを中止する場合がある。その場合、委託者と受託者協議の上、代替のイベント等を実施する。

③受付

メインゲート案内所

- （イ）ふれあい広場（ヤギ、ヒツジ、カピバラ、カンガルー等）の指導及び監督
- （ウ）小動物ふれあいコーナー（ウサギ、モルモット等）の指導及び監督
- （エ）フクロウ等展示エリアでのフォトスポット対応の指導及び監督
- （オ）どうぶつ広場における餌の販売
- （カ）仔ヒツジ・仔ヤギのミルクタイム
- （キ）ヤギの散歩
- （ク）牛の搾乳体験
- （ケ）ヒツジの毛刈り
- （コ）バードショー

- (サ) ナイトズー
- (シ) アニマル教室
- (ス) 干支の動物、または干支にちなんだ物等の展示
- (セ) その他提案に基づくイベント

- (8) (7) のサービスの対象者及び方法等は、委託者と受託者協議の上、定めるものとする。
- (9) 受託者は、委託者の事業目的に合致するよう、ふれあい動物に対し、馴致、訓練を行うものとする。
- (10) (7) の (シ) アニマル教室に必要な消耗品は委託者に依頼すること。また、参加者の募集、及び行事保険の加入については委託者が行う。

10 保険の加入

受託者は、業務遂行により生ずると推定される損害に対し、業務着手の前に委託業務を対象とした次表の内容と同程度以上の施設賠償責任保険に加入し、その保険の写しを委託者に提出する。

種類	賠償責任保険
保険金額	1 身体障害事故
	1 名につき 1 億円
	1 事故につき 10 億円
	2 財産損壊事故
	1 事故につき 1 千万円
対象範囲	委託業務及び施設保守管理における瑕疵又は過失

11 動物飼育関係法の登録業務等

動物の愛護及び管理に関する法律並びに特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号）に基づく動物取扱い業の登録、飼養または保管の許可、報告や届出について、委託者が行うべき諸手続に協力しなければならない。

12 その他

この仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、委託者と受託者協議の上、定めるものとする。

令和8年度 荒川遊園営業カレンダー

別紙 1

2026年
令和8年

26 4月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

29日：昭和の日
春休み期間：3月26日から4月5日まで

28 5月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

3日：憲法記念日 4日：みどりの日
5日：こどもの日 6日：憲法記念日(振替)

25 6月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

29 7月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

20日：海の日
夏休み期間：7月21日から8月31日

31 8月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

11日：山の日
夏休み期間：7月21日から8月31日

26 9月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

21日：敬老の日 22日：国民の休日
23日：秋分の日

27 10月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

12日：スポーツの日

26 11月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

3日：文化の日
23日：勤労感謝の日

24 12月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

29日～31日：年末休業日
冬休み期間：12月26日から1月7日

2027年
令和9年

27 1月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

1日：元旦・年始休業日 11日：成人の日
冬休み期間：12月26日から1月7日

24 2月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28						

11日：建国記念日
23日：天皇誕生日

27 3月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

21日：春分の日 22日：春分の日(振替)
春休み期間：3月26日から4月5日まで

・夜間開園は金、土、日、祝、祝前

春休み、夏休み、冬休み

平日	200
土日祝※	120 ※元旦含まない
営業日計	320
内夜間開園	210

営業日計	320 日
休園日	45 日
合計	365 日

動物飼育管理日報

別紙2-1

令和 年 月 日 曜日
天候()

課長	管理運営係長	事業計画・安全管理担当係長	担当者	報告者

常勤（従事者）					アルバイト他						
	業務内容	(動物舎清掃・給餌・給水以外の業務を記載する)									
						清掃	消毒	保守点検	担当者		
		小動物舎									
		ヤギ・ヒツジ舎									
		ふれあい広場									
		ヤギ・ヒツジ広場									
		カピバラ・カンガルー舎									
		カピバラ・カンガルー広場									
		フクロウ舎									
		フクロウ広場									
		ポニー舎									
ポニー乗馬場											
ミーアキャット広場											
一般事項	(施設改善・利用者の要望・動物の健康状態について記入する)										
動物の増減及び状態	動物名	増	減	異常の有無	現在数			総合計	備考		
		♂ ♀ 不明	♂ ♀ 不明		♂	♀	不明				
		♂ ♀ 不明	♂ ♀ 不明		♂	♀	不明				
		♂ ♀ 不明	♂ ♀ 不明		♂	♀	不明				
利用状況	ポニー乗馬			1回目	2回目		3回目	合 計			
		ポニー名					人				
		利用者数		人	人	人					
	ふれあい	小動物コーナー		人					人		
		ヤギ・ヒツジ広場		人							
		カピバラ・カンガルー広場		人							
		フクロウエリア		人							
	利用状況合計								人		
その他											

動物飼育管理月報

別紙2ー2

令和 年 月分

課長	管理運営係長	事業計画・安全管理担当係長	担当者	報告者

業務内容	(動物舎清掃・給餌・給水以外の業務を記載する)							消毒	備考	
	小動物舎									
	ヤギ・ヒツジ舎									
	ふれあい広場									
	ヤギ・ヒツジ広場									
	カピバラ・カンガルー舎									
	カピバラ・カンガルー広場									
	フクロウ舎									
	フクロウ広場									
	ポニー舎									
	ポニー乗馬場									
	ミーアキャット広場									
一般事項	(施設改善・利用者の要望・動物の健康状態について記入する)									
動物の増減及び状態	動物名	増	減	異常の有無	現在数			総合計	備考	
		♂ ♀ 不明	♂ ♀ 不明		♂	♀	不明			
		♂ ♀ 不明	♂ ♀ 不明		♂	♀	不明			
		♂ ♀ 不明	♂ ♀ 不明		♂	♀	不明			
利用状況	体験		1回目	2回目	3回目	合 計				
		ポニー乗馬 数	人	人	人	人				
		ヤギ散歩 数	人	人	人	人				
	ふれあい	小動物コーナー	人				人			
		ヤギ・ヒツジ広場	人							
		カピバラ・カンガルー広場	人							
		フクロウエリア	人							
	利用状況合計						人			
その他										

業 務 内 訳 書

別紙3

動 物 名	動物の数	・給餌 ・動物の健康 状態の確認	動物舎清掃	動物舎 保守点検	動物舎消毒
ウサギ	5	朝・夕	朝・夕	朝・夕	週1回
モルモット	40	朝・夕	朝・夕	朝・夕	週1回
ジャンガリアン ハムスター	7	朝・夕	朝・夕	朝・夕	週1回
ハリスホーク	1	朝・夕	朝・夕	朝・夕	週1回
オオフクロウ	1	朝・夕	朝・夕	朝・夕	週1回
メンフクロウ	1	朝・夕	朝・夕	朝・夕	週1回
メガネフクロウ	1	朝・夕	朝・夕	朝・夕	週1回
アカアシ モリフクロウ	1	朝・夕	朝・夕	朝・夕	週1回
アメリカ ワシミミズク	1	朝・夕	朝・夕	朝・夕	週1回
アフリカ オオコノハズク	1	朝・夕	朝・夕	朝・夕	週1回
ヤギ	16	朝・夕	朝・夕	朝・夕	週1回
ヒツジ	5	朝・夕	朝・夕	朝・夕	週1回
ミーアキャット	8	朝・夕	朝・夕	朝・夕	週1回
アルパカ	1	朝・夕	朝・夕	朝・夕	週1回
カピバラ	5	朝・夕	朝・夕	朝・夕	週1回
ワラビーまたは カンガルー	3	朝・夕	朝・夕	朝・夕	週1回
ヒヨコ	0	朝・夕	朝・夕	朝・夕	週1回
コールダック	0	朝・夕	朝・夕	朝・夕	週1回
シェットランド ポニー	2	朝・夕	朝・夕	朝・夕	週1回

※ヒヨコ、コールダックの頭数については、鳥インフルエンザ予防のため協議のうえ調整をする。